

拝啓

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、東京労働局の行政運営への御理解と御協力に感謝申し上げます。

東京労働局では、「一人ひとりが光り輝く働き方を目指すTOKYOへ」を掲げ、行政ニーズに即応した労働行政の展開に取り組んでおります。

直近の取組や雇用動向に関する資料を送付させていただきますので、御参照ください。

今後とも、職員一丸となって取り組んで参りますので、引き続き御支援のほど、お願い申し上げます。



敬具

令和5年11月8日

各位

東京労働局長
美濃芳郎

資料目次

10月19日	育休動画「取れる！育児休業」を配信
担当部署	雇用環境・均等部 指導課 03-3512-1611 北川、横山
10月20日	「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施
担当部署	労働基準部 監督課 03-3512-1612 瀬戸、木村
10月20日	無料の電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施
担当部署	労働基準部 監督課 03-3512-1612 瀬戸、木村
10月31日	東京の一般職業紹介状況
担当部署	職業安定部 職業安定課 03-3512-1654 石川、三浦
10月31日	長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果
担当部署	労働基準部 監督課 03-3512-1612 瀬戸、木村
そのほか	各ハローワークにおけるイベント情報
Web掲載	<p>ハローワークでは、地域の実情・要望等を踏まえた内容の面接会やセミナー等を随時開催し、地域に密着したマッチングに取り組んでいます。</p> <p>最新のイベント情報につきましては、以下の東京ハローワークホームページからご覧いただけます。</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork</p> 
担当部署	職業安定部 職業安定課 03-3512-1655 伊澤
そのほか	東京労働局YouTubeチャンネル
Web掲載	<p>東京労働局YouTubeチャンネルにおいて法改正や助成金など最新の情報を動画で分かりやすくご案内しています。今後も随時、動画をアップいたします。</p> <p>(動画の一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正育児・介護休業法オンライン説明会 改正女性活躍推進法の基本のき 改正労働施策総合推進法による職場のパワーハラスメント対策 <p>https://www.youtube.com/channel/UCKQmv6ePjH23Fpl0k4UH6XQ</p> 
担当部署	雇用環境・均等部 企画課 03-6867-0212 渡邊

※ 他の送付先を希望される場合、メールでの提供を希望される場合、又は送付を希望をされない場合は、恐れ入りますが下記担当者までご連絡下さい。

【担当】東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 企画係 土橋
 電話 03-6867-0212 メール dobashi-tetsuya@mhlw.go.jp

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年10月19日

担 当	東京労働局雇用環境・均等部指導課 課長 北川 敏子
	総括雇用環境改善・均等推進指導官 横山 ちひろ 電話：03-3512-1611

育休動画「取れる！育児休業」を配信します。

～令和5年10月19日、特設ページ開設～

令和3年の育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）の改正において男性の育児休業取得を促進するため創設された「産後パパ育休制度」が、施行から1年を迎えました。（資料①）

東京労働局では、このタイミングを捉え、育児休業制度の内容をより分かりやすくお伝えするべく、「取れる！育児休業」と題した特設ページを開設しました。

特設ページ内にて、新たな育休解説動画である「3分でわかる！育児休業」シリーズのほか、会社に妊娠を報告する際のフォーマットを、本日より配信いたします。（資料②）

○特設ページ内 「3分でわかる！育児休業」シリーズとは

労働者、人事労務担当者、管理職の方など、さまざまなニーズにお応えできるよう、育児休業を12の切り口から、それぞれ3分にまとめた説明動画です。社内研修にも活用いただけます。

【解説動画のシリーズ例】

- ・妊娠判明
 - ・産休・育休…お金のこと
 - ・会社の義務・禁止事項
 - ・育休？自分は取れる？
 - ・保育園と育休
 - ・管理職研修！
- ほか

○妊娠報告フォーマットとは

自分が（配偶者が）妊娠したことを、勤務先に伝えたいけれど、何をどう伝えたらいいのかわからない、という労働者の方向けに作成した、必要事項を盛り込んだ東京労働局オリジナルの様式（ママ用もパパ用もあります）です。（法定様式ではありません。）

これをダウンロードして勤務先の人事労務担当部署に送るなど、スムーズな育児休業の取得に向けて、活用されることを期待しています。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

改正前

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
- ※育児休業給付についても同様に緩和

3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育児休業制度 （R4.10.1～）	育児休業制度 （改正前）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して 2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲※2で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある 場合に限り 再取得可能※3	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	休	6時間
休				休		4時間		休

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000986158.pdf>



5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度（会計年度）の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■ 男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

① 男性の育児休業取得促進セミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>

①



■ 両立支援について専門家に相談したい方へ

【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

② 中小企業育児・介護休業等推進支援事業

<https://ikujikaigo.com/>

②



■ 就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

③ 社内研修用資料、動画

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

③



④ 就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

④



■ 両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。育児休業取得率の公表も行えます。

⑤ 両立支援のひろば <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

⑤



育児・介護休業法に関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

3分でわかる!

育児休業解説動画を12本作りました

※1動画につき3分程度です

子どもできた！仕事どうしよう…？職場に何て言おう…？

東京労働局公式 Youtube チャンネル
<https://www.youtube.com/@user-om9om2ep1g>



管理職研修(20分程度)にも使えます!

スマホなどで
いつでも どこでも
見られる



「3分でわかる！育児休業」

シリーズを作成しました!

今まさに悩んでいる労働者の方、人事労務担当の方、管理職の方など、
さまざまなニーズにお応えできるように、オススメの組み合わせを作成しました

裏面へ GO!

#1 育児休業の最新情報

#2 妊娠判明…育休取る？会社に何て言う？

#3 産休・育休の基本 (ママ編)

#4 育休の基本 (パパ編)

#5 育休？自分は取れる？

#6 産休・育休…お金のこと

#7 育休とことん解説！ (応用編)

#8 保育園と育休 (手続き解説)

#9 会社の義務・禁止事項 (法律のこと)

#10 事例で見る！育休 win-win 説

#11 管理職研修！ (今と昔)

#12 管理職研修！ (卒検)



みなさまのさまざまなニーズにお応えします！



東京労働局 HP
「取れる！育児休業」特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/toreruikukyu_20231019.html

何を見ればいいのか分からない…

12本はちょっと多いな…

そんなあなたに！

とりあえずこれを見れば大丈夫！

妊娠がわかった
流れを確認

労働者の方

育休を取りたい
自分は対象？

労働者の方



管理職研修
知識と心構え

会社の方

人事ご担当者さま
育休前から復職後まで

会社の方



「育休取ります！」って言い出しづらい…？



妊娠したら会社に

何て言う？
タイミングは？

妊娠報告フォーマットを作成しました

ママ用パパ用あります

東京労働局 育児申出

妊娠のご報告

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

所属部署 〇〇

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

〇〇様、おめでとうございます。
 母性、健康、子育て、出産準備が完了し、〇〇月〇〇日です。
 つま先には、〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日、全休の意向を御報告いたします。
 尚、【 〇〇月〇〇日迄まで（〇〇）〇〇日 】 育児休業を申請し、復帰は、復帰して勤務を再開しますので、よろしくお願いたします。
 育児休業中は、必要の手続き、報告について、ご連絡をお願いします。
 ○〇の担当部署

配偶者妊娠のご報告

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

所属部署 〇〇

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

〇〇様、おめでとうございます。
 母性、健康、子育て、出産準備が完了し、〇〇月〇〇日です。
 つま先には、〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日、全休の意向を御報告いたします。
 尚、【 〇〇月〇〇日迄まで（〇〇）〇〇日 】 育児休業を申請し、復帰は、復帰して勤務を再開しますので、よろしくお願いたします。
 育児休業中は、必要の手続き、報告について、ご連絡をお願いします。
 ○〇の担当部署

お問合せ

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話番号 03-3512-1611

厚生労働省

東京労働局

住所 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 14F

報道関係者 各位

令和5年10月20日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 瀬戸 邦央

主任監察監督官 木村 恭巳

電話 03 - 3512 - 1612

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～ 併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催 ～

東京労働局（局長 美濃芳郎）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、過労死等の現状やその防止について考えるシンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため毎年11月に実施しています。

月間中は、都内の労働基準監督署において長時間労働の削減等に向けた重点的な監督指導を行うほか、11月3日（金・祝）に労働基準監督官が過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、11月21日（火）に杉並区において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 重点監督の実施

以下の事業場に対して、長時間労働の削減、過重労働による健康障害の防止及び労働時間管理の適正化等を図るための重点監督を実施します。

なお、監督指導の実施に当たっては、必要に応じ夜間の立入りを実施し、重大又は悪質な違反が認められた場合には、送検し、公表します。

- ・ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ・ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

2 労使団体等への協力要請の実施

キャンペーンの実施に先立ち、都内の労使団体（181団体）に対し、直接手交又は郵送により協力要請を行います。

3 ベストプラクティス企業への職場訪問の実施

東京労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」やそれに協力する取引先企業等に訪問し、意見交換を行い、取組事例を紹介します。本年度は、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制の適用を控えている、建設業や道路貨物運送業の事業場やその協力企業等を対象とすることを予定しています。

詳細は、追ってお知らせします。

4 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日の実施

11月1日(水)から11月7日(火)(11月4日(土)、5日(日)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、下記の窓口にて過重労働解消に係る労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。また、11月3日(金・祝)に「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を設置し、労働基準監督官が長時間労働や過重労働などの労働相談に対応し、監督指導につなげます。

《過重労働解消相談ダイヤル》

・電話相談日時：令和5年11月3日(金・祝)9:00~17:00

・フリーダイヤル：0120-なくしましろう794-長い残業713

《過重労働相談受付集中期間における相談窓口》

・東京労働局・都内の労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

各連絡先は東京労働局のホームページに掲載しています。

・労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120-はい！811-ろうどう610(フリーダイヤル)

(相談受付時間：月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(事前予約制で参加費無料です。詳細は下記ホームページをご覧ください。)

[専用ホームページ] <https://kaiyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探るシンポジウムを以下の会場で開催します

東京会場

日時：令和5年11月21日(火) 14:00~16:30

場所：ワイム貸会議室 荻窪 2階

(東京都杉並区上荻1-16-16 ユアビル [2階])

(参加は無料ですが、事前の申込みが必要です)

(お申し込みはこちら)

Webからの申込：http://p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/page_tokyo.html

QRコード



なお、シンポジウムは千代田区においても下記のとおり開催します。

東京中央会場

日時：令和5年11月8日(水) 14:00~17:00

場所：イイノホール(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年10月20日

担当	東京労働局労働基準部 監督課長 瀬戸 邦央 主任監察監督官 木村 恭巳 電話 03 (3512) 1612
----	----------------------------------------------------------------

無料の電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

厚生労働省では、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、11月3日（金・祝）を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施します。

東京労働局においては、労働局の担当官（労働基準監督官）が10都県（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野）からの電話相談をお受けします。

相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付け、労働基準法や関係法令の規定・考え方の説明や、相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に応じた対応を行います。

平日は忙しくて相談できない方、ご家族や友人のことが心配な方など、どなたでもご利用いただけます（匿名での相談も可能です）。

受付日時

令和5年11月3日（金・祝）9:00～17:00

フリーダイヤル

なくしましょう 長い残業
0120 - 794 - 713

・携帯電話やPHSからも無料で利用可能
・匿名での相談も可能

《参考》上記以外の電話相談や情報提供受付窓口

■ 労働局・最寄りの労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

■ 「労働条件相談ほっとライン」（厚生労働省委託事業）

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

[電話番号] 0120-811-610

[相談対応時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

■ 「労働基準関係情報メール窓口」

労働基準法などの問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

なお、11月1日（水）から11月7日（火）（11月4日（土）、5日（日）を除く。）を「過重労働相談受付集中期間」とし、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。お悩み等ございましたら上記相談窓口までお問い合わせください。

※取材の申し込みは別紙をご確認ください。

取材申込書

11月3日(金・祝)の過重労働解消相談ダイヤルは以下の会場で実施いたします。

実施会場：三田労働基準監督署 1階会議室

港区芝5-35-2 安全衛生総合会館(別紙3参照)

実施風景等の撮影ができますので、取材を希望される場合は、11月1日(水)の12時までに、電話又はメールにより事前申込みをお願いします。

※ メールアドレス：kantokuka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp

貴社名	
取材人数	____人(カメラ台数：ムービー____台、スチール____台) (三脚の使用：有 ・ 無)
車両台数 車種・ナンバー	台数：____台 車種： ナンバー：
代表者氏名	
ご連絡先	電話番号： メールアドレス：
連絡事項	

取材にあたってのお願い

・取材にあたっては、当局の指示に従っていただきますようお願いいたします。

【連絡先】東京労働局 労働基準部 監督課

担当：笥 仁志 連絡先(電話) 03-3512-1612

「過重労働解消相談ダイヤル」の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 取材人数、車両使用の有無など必要事項を記入の上、事前に取材申込書をご提出いただきますようお願いいたします。
- 2 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 3 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください（個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください）。
- 4 カメラの位置などについては、東京労働局の職員と調整をお願いします。
- 5 腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- 6 相談の妨げにならないようご注意ください。
- 7 その他、東京労働局の職員の指示に従っていただくようお願いいたします。

※ 過重労働解消相談ダイヤル実施会場
港区芝5-35-2 安全衛生総合会館（別紙3参照）
三田労働基準監督署 1階会議室

1月3日（金・祝）は、8時40分から入ることができます。
地下に駐車場がございます。（取材車両について、駐車場の高さ制限
2.65メートルにご注意ください。）

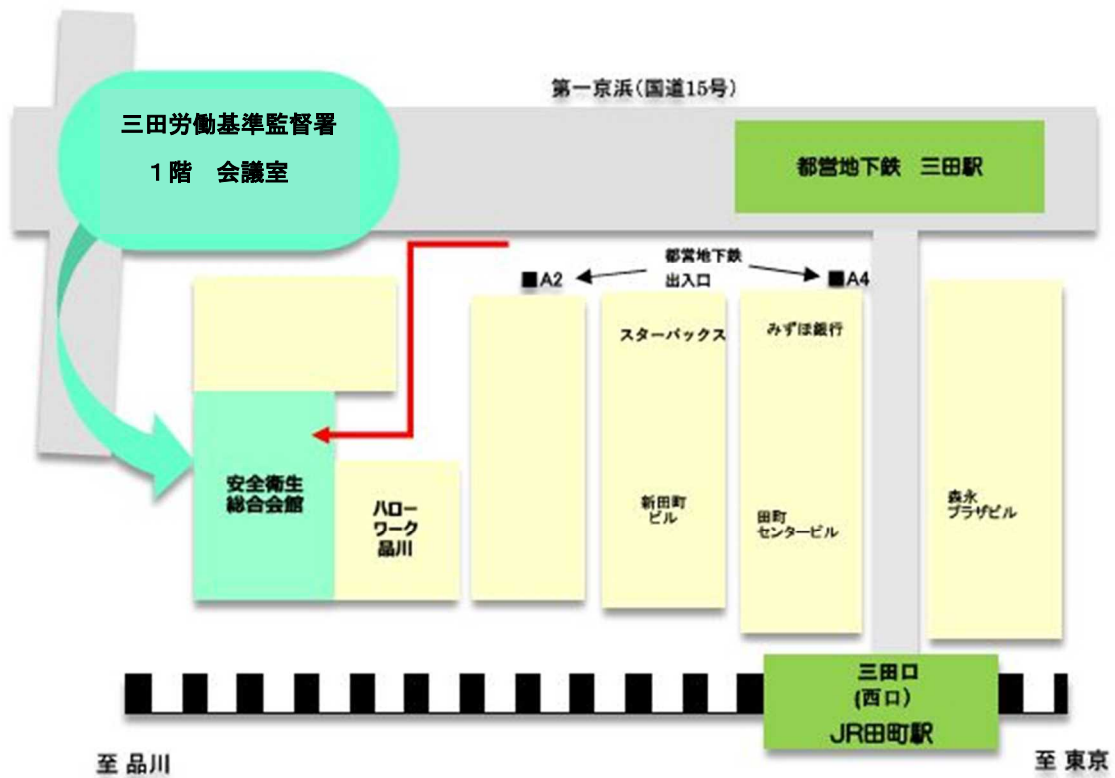
三田労働基準監督署

〒 108-0014

東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館 1階会議室

「JR」田町駅下車徒歩 3 分

「地下鉄都営三田線・浅草線」三田駅下車(出口 A1)徒歩 2 分



厚生労働省
東京労働局発表
令和5年10月31日(火)

担当	職業安定部	職業安定課	課長	森 貴昭
	課長代理	石川 浩幸		
	地方労働市場情報官	三浦 智博		
	電話(直通)	03-3512-1654		
	F A X			03-3512-1565

東京の一般職業紹介状況 を公表します

～有効求人倍率(季節調整値)は1.83倍と、前月より0.01P 低下～

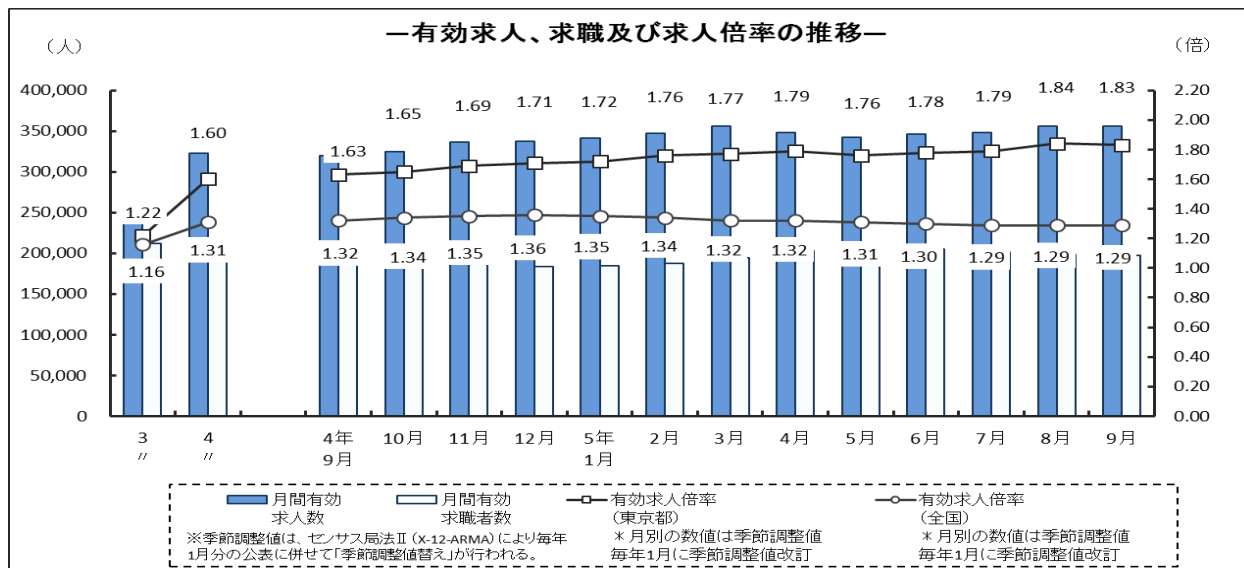
東京労働局では、令和5年9月分の「一般職業紹介状況」を取りまとめましたので公表します。「一般職業紹介状況」は、ハローワークにおける求人、求職、就職などの状況を取りまとめたもので、月末に、その前月の状況を都道府県労働局ごとに公表しています。

9月の概要:「雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

- 有効求人倍率(季節調整値)は1.83倍で、前月より0.01P 低下した。
- 新規求人数は120,881人で、前年同月比9.5%増(+10,506人)となった。
- 新規求職者数は32,138人で、前年同月比5.6%減(-1,890人)となった。

1 有効求人倍率・求人・求職の状況 [P.4 参照]

- 有効求人倍率(季節調整値)は1.83倍で、前月より0.01ポイント低下した。なお、職業別の有効求人倍率(常用)は、P.6を参照。
- 有効求人数(原数値)は355,919人(前年同月比11.2%増)で、26か月連続で前年同月を上回った。
- 有効求職者数(原数値)は197,067人(前年同月比1.7%減)で、15か月連続で前年同月を下回った。



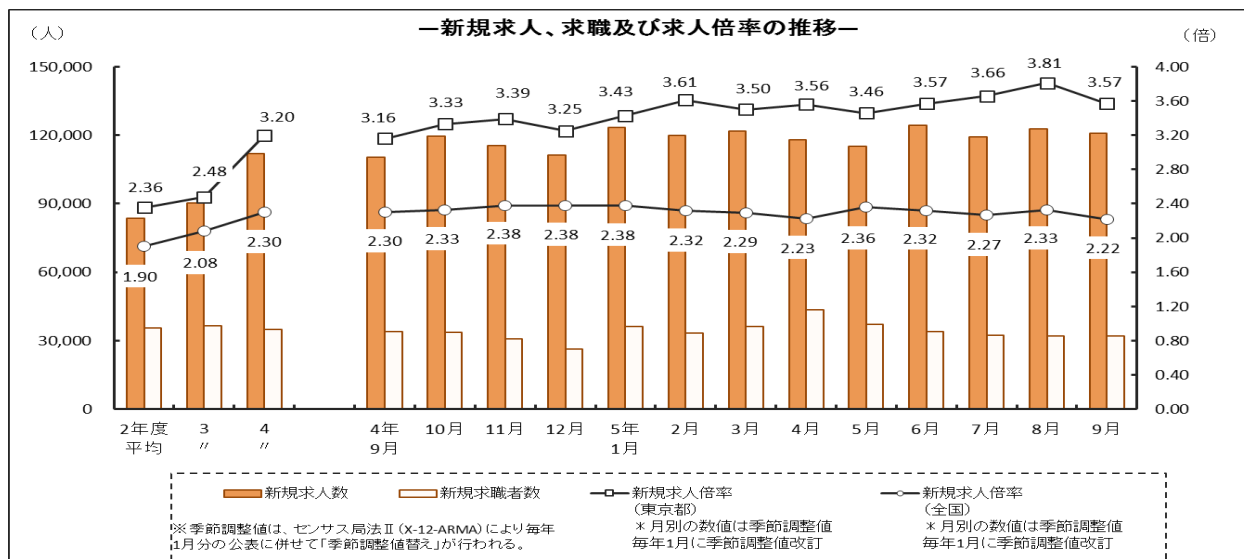
2 新規求人倍率・求人・求職の状況 [P.4 参照]

- 新規求人倍率（季節調整値）は3.57倍で、前月より0.24ポイント低下した。
- 新規求人数（原数値）は120,881人（前年同月比9.5%増）で、24か月連続で前年同月を上回った。

主要9産業の新規求人数（原数値）を前年同月比で見ると、宿泊業、飲食サービス業（42.5%増）、医療、福祉（15.7%増）、生活関連サービス業、娯楽業（14.0%増）、サービス業（6.1%増）、卸売業、小売業（3.2%増）の5産業において増加。一方、製造業（12.3%減）、情報通信業（9.5%減）、建設業（8.8%減）、運輸業、郵便業（0.8%減）において減少した。[P.6 参照]

- 新規求職者数（原数値）は32,138人（前年同月比5.6%減）で、15か月連続で前年同月を下回った。新規求職者（常用計）を性別で見ると、男性は前年同月比で6.5%減少、女性は3.8%減少した。年齢別にみると、全ての年齢層で減少した。[P.11 参照]

新規求職者数（一般常用）のうち、在職者は4,483人（前年同月比11.4%減）、離職者は15,108人（前年同月比4.2%減）であった。離職者のうち、事業主都合離職者は3,923人（前年同月比6.8%減）であった。また、自己都合離職者は10,313人（前年同月比2.5%減）で、2か月連続で前年同月を下回った。[P.12 参照]

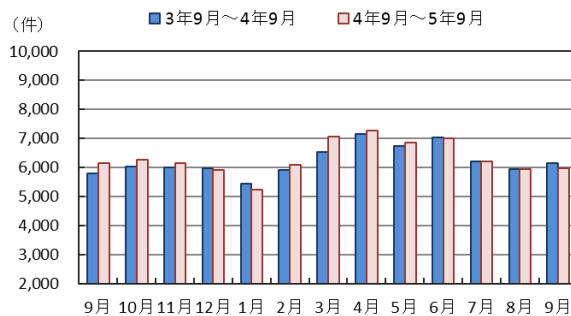


就職者の状況

3 就職者の状況 [P.4, 5 参照]

- 就職件数は5,979件で、前年同月より3.0%減となった。

一般、パート別の状況を見ると、一般は2,961件（前年同月比4.8%減）、パートは3,018件（前年同月比1.1%減）であった。

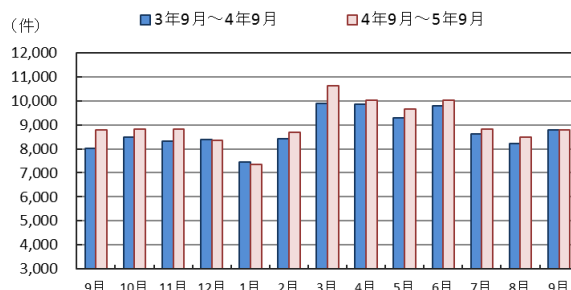


4 求人充足の状況 [P.4, 5 参照]

- 求人充足数は8,778件で、前年同月より0.0%減となった。

一般、パート別の状況を見ると、一般は4,483件（前年同月比2.3%減）、パートは4,295件（前年同月比2.4%増）であった。

求人充足の状況



5 正社員の職業紹介状況 [P.13 参照]

- 正社員の有効求人数（原数値）は152,575人（前年同月比4.0%増）で、29か月連続で前年同月を上回った。一般有効求人（全数）に占める正社員有効求人数の割合は42.9%であった。
正社員有効求人倍率（原数値）は1.15倍で、前年同月より0.06ポイント上昇した。
- 正社員の新規求人数（原数値）は51,883人（前年同月比1.5%増）で、27か月連続で前年同月を上回った。一般新規求人（全数）に占める正社員新規求人数の割合は42.9%であった。
- 正社員就職件数は2,140件で、前年同月より4.2%減となった。また、就職件数（全数）に占める正社員就職件数の割合は35.8%であった。

《参考資料》

- * 産業別新規求人の推移 [P.7]
- * 主な産業別・事業所規模別新規求人状況 [P.8]
- * 主な職業別常用有効求人求職状況 [P.9]
- * 主な職業別常用新規求人状況 [P.10]
- * 性別・年齢別常用新規求職者の状況 [P.11]
- * 新規一般常用求職者の態様別推移 [P.12]
- * 正社員の職業紹介状況 [P.13]

～用語の解説～

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値について、特に断り書きのない場合は以下のとおりとなります。

- * **新規求人数**.....ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- * **有効求人数**.....「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- * **新規求職者数**.....ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数（オンライン登録者）の合計。
- * **有効求職者数**.....「前月から繰り越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職者数」の合計。
- * **求人倍率**..... 求職者数に対する求人数の割合。
 - ⇒ **新規求人倍率**: 新規求人数 ÷ 新規求職者数（新規オンライン登録者を含む）
 - ⇒ **有効求人倍率**: 有効求人数 ÷ 有効求職者数（有効オンライン登録者を含む）なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節の変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
 - ⇒ **正社員有効求人倍率**: 正社員の有効求人数 ÷ パートタイムを除く常用の有効求職者数（有効オンライン登録者を含む）ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- * **就職件数**..... 都内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数と、オンライン登録者が、ハローワークインターネットサービス上から全国のハローワークで受理した求人へ自主的に応募、就職が確認された件数の合計。
- * **充足数**..... 都内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービス上から自主的に応募、就職が確認された件数の合計。
- * **一般**..... 以下のパートタイム以外の就業形態。
- * **パートタイム**..... 一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている、通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い就業形態。
- * **常用**..... 雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4か月以上の雇用期間が定められているもの。

最近の雇用失業情勢 (令和4年9月～令和5年9月)

【東京労働局職業安定部】

項目 年月	① 新規求職者数		② 新規求人数		③ 月間有効求職者数		④ 月間有効求人数		⑤ 新規求人倍率		⑥ 有効求人倍率		⑦ 就職件数	⑧ 充足数	全 国		南 関 東		万人・% ⑫完全失業率
	新規求職者数	(▲)	新規求人数	(▲)	月間有効求職者数	(▲)	月間有効求人数	(▲)	全 国	東京都	全 国	東京都			⑨完全失業者数	⑩完全失業率	⑪完全失業者数	⑬完全失業率	
令和2年度	35,458 (1.2)	83,530 (▲ 29.9)	192,575 (13.6)	245,395 (▲ 29.4)	1.90 (▲ 0.45p)	2.36 (▲ 1.04p)	1.10 (▲ 0.45p)	1.27 (▲ 0.78p)	1.10 (▲ 0.45p)	1.27 (▲ 0.78p)	1.10 (▲ 0.45p)	1.27 (▲ 0.78p)	5,803 (▲ 30.9)	7,960 (▲ 30.4)	199 (36)	2.9 (0.6p)	63 (14)	2.9 (0.7p)	3.0 (0.7p)
令和3年度	36,501 (2.9)	90,436 (8.3)	211,962 (10.1)	258,711 (5.4)	2.08 (0.18p)	2.48 (0.12p)	1.16 (0.06p)	1.22 (▲ 0.05p)	1.16 (0.06p)	1.22 (▲ 0.05p)	1.16 (0.06p)	1.22 (▲ 0.05p)	6,091 (5.0)	8,492 (6.7)	191 (▲ 8)	2.8 (▲ 0.1p)	64 (1)	2.8 (▲ 0.1p)	3.0 (0.0p)
令和4年度	35,019 (▲ 4.1)	112,002 (23.8)	201,073 (▲ 5.1)	322,388 (24.6)	2.30 (0.22p)	3.20 (0.72p)	1.31 (0.15p)	1.60 (0.38p)	2.30 (0.22p)	3.20 (0.72p)	1.31 (0.15p)	1.60 (0.38p)	6,330 (3.9)	8,929 (5.1)	178 (▲ 13)	2.6 (▲ 0.2p)	57 (▲ 7)	2.6 (▲ 0.3p)	2.7 (▲ 0.3p)
令和4年9月	34,028 (▲ 2.8)	110,375 (22.6)	200,515 (▲ 5.1)	320,186 (31.2)	2.30 (0.00p)	3.16 (0.08p)	1.32 (0.01p)	1.63 (0.06p)	2.30 (0.00p)	3.16 (0.08p)	1.32 (0.01p)	1.63 (0.06p)	6,163 (6.1)	8,782 (9.4)	187 (▲ 7)	2.6 (0.1p)		2.6 (0.1p)	2.6 (▲ 0.2p)
10月	33,783 (▲ 10.8)	119,573 (20.6)	200,112 (▲ 7.2)	324,373 (26.2)	2.33 (0.03p)	3.33 (0.17p)	1.34 (0.02p)	1.65 (0.02p)	2.33 (0.03p)	3.33 (0.17p)	1.34 (0.02p)	1.65 (0.02p)	6,273 (3.9)	8,811 (3.6)	178 (▲ 6)	2.6 (0.0p)		2.6 (0.0p)	2.6 (0.0p)
11月	30,644 (▲ 13.6)	115,504 (27.0)	194,287 (▲ 9.5)	336,185 (25.2)	2.38 (0.05p)	3.39 (0.06p)	1.35 (0.01p)	1.69 (0.04p)	2.38 (0.05p)	3.39 (0.06p)	1.35 (0.01p)	1.69 (0.04p)	6,152 (2.7)	8,810 (5.8)	165 (▲ 18)	2.5 (▲ 0.1p)	52 (▲ 8)	2.5 (▲ 0.1p)	2.4 (▲ 0.4p)
12月	26,386 (▲ 9.9)	111,352 (16.8)	183,903 (▲ 11.4)	337,399 (22.0)	2.38 (0.00p)	3.25 (▲ 0.14p)	1.36 (0.01p)	1.71 (0.02p)	2.38 (0.00p)	3.25 (▲ 0.14p)	1.36 (0.01p)	1.71 (0.02p)	5,906 (▲ 1.3)	8,351 (▲ 0.5)	158 (▲ 15)	2.5 (0.0p)		2.5 (0.0p)	2.5 (▲ 0.4p)
令和5年1月	36,252 (▲ 7.3)	123,459 (19.3)	184,789 (▲ 11.4)	341,083 (20.7)	2.38 (0.00p)	3.43 (0.18p)	1.35 (▲ 0.01p)	1.72 (0.01p)	2.38 (0.00p)	3.43 (0.18p)	1.35 (▲ 0.01p)	1.72 (0.01p)	5,222 (▲ 3.8)	7,340 (▲ 1.4)	164 (▲ 21)	2.4 (▲ 0.1p)		2.4 (▲ 0.1p)	2.4 (▲ 0.1p)
2月	33,466 (▲ 2.4)	119,855 (29.4)	187,517 (▲ 9.1)	347,566 (22.9)	2.32 (▲ 0.06p)	3.61 (0.18p)	1.34 (▲ 0.01p)	1.76 (0.04p)	2.32 (▲ 0.06p)	3.61 (0.18p)	1.34 (▲ 0.01p)	1.76 (0.04p)	6,091 (3.1)	8,684 (2.9)	174 (▲ 6)	2.6 (0.2p)	58 (0)	2.6 (0.2p)	2.7 (▲ 0.1p)
3月	36,104 (▲ 9.9)	121,893 (13.7)	194,705 (▲ 8.1)	356,150 (20.9)	2.29 (▲ 0.03p)	3.50 (▲ 0.11p)	1.32 (▲ 0.02p)	1.77 (0.01p)	2.29 (▲ 0.03p)	3.50 (▲ 0.11p)	1.32 (▲ 0.02p)	1.77 (0.01p)	7,071 (8.4)	10,629 (7.5)	193 (13)	2.8 (0.2p)		2.8 (0.2p)	2.8 (▲ 0.1p)
4月	43,596 (▲ 7.7)	118,004 (15.4)	203,147 (▲ 7.7)	348,172 (19.2)	2.23 (▲ 0.06p)	3.56 (0.06p)	1.32 (0.00p)	1.79 (0.02p)	2.23 (▲ 0.06p)	3.56 (0.06p)	1.32 (0.00p)	1.79 (0.02p)	7,281 (1.7)	10,039 (2.0)	190 (2)	2.6 (▲ 0.2p)		2.6 (▲ 0.2p)	2.6 (▲ 0.2p)
5月	37,183 (▲ 4.7)	115,092 (17.1)	206,153 (▲ 6.4)	342,272 (15.3)	2.36 (0.13p)	3.46 (▲ 0.10p)	1.31 (▲ 0.01p)	1.76 (▲ 0.03p)	2.36 (0.13p)	3.46 (▲ 0.10p)	1.31 (▲ 0.01p)	1.76 (▲ 0.03p)	6,867 (1.9)	9,670 (4.3)	188 (▲ 3)	2.6 (0.0p)	61 (1)	2.6 (0.0p)	2.8 (0.0p)
6月	33,900 (▲ 7.1)	124,385 (16.9)	205,211 (▲ 5.2)	346,441 (15.6)	2.32 (▲ 0.04p)	3.57 (0.11p)	1.30 (▲ 0.01p)	1.78 (0.02p)	2.32 (▲ 0.04p)	3.57 (0.11p)	1.30 (▲ 0.01p)	1.78 (0.02p)	7,009 (▲ 0.4)	10,034 (2.4)	179 (▲ 7)	2.5 (▲ 0.1p)		2.5 (▲ 0.1p)	2.5 (▲ 0.1p)
7月	32,369 (▲ 1.3)	119,168 (7.7)	200,978 (▲ 3.0)	348,662 (14.2)	2.27 (▲ 0.05p)	3.66 (0.09p)	1.29 (▲ 0.01p)	1.79 (0.01p)	2.27 (▲ 0.05p)	3.66 (0.09p)	1.29 (▲ 0.01p)	1.79 (0.01p)	6,200 (0.0)	8,831 (2.5)	183 (7)	2.7 (0.2p)		2.7 (0.2p)	2.7 (0.2p)
8月	32,093 (▲ 5.7)	122,908 (17.7)	198,642 (▲ 2.3)	356,042 (14.2)	2.33 (0.06p)	3.81 (0.15p)	1.29 (0.00p)	1.84 (0.05p)	2.33 (0.06p)	3.81 (0.15p)	1.29 (0.00p)	1.84 (0.05p)	5,953 (0.3)	8,482 (3.3)	186 (9)	2.7 (0.0p)	*	2.7 (0.0p)	2.7 (0.0p)
9月	32,138 (▲ 5.6)	120,881 (9.5)	197,067 (▲ 1.7)	355,919 (11.2)	2.22 (▲ 0.11p)	3.57 (▲ 0.24p)	1.29 (0.00p)	1.83 (▲ 0.01p)	2.22 (▲ 0.11p)	3.57 (▲ 0.24p)	1.29 (0.00p)	1.83 (▲ 0.01p)	5,979 (▲ 3.0)	8,778 (▲ 0.0)	*	*	*	*	2.7 (0.0p)

注 1 ①②③④⑦⑧欄は、東京都の数値で原数値である。また、⑤⑥⑩欄の各月分は季節調整値であり、年度分は原数値である。
 (季節調整値は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。)
 各欄の()内は、前年との比較(増減数・比率)であり、⑤⑥⑩欄の各月分の()内は、前月との比較(比率)である。
 2 新規・有効求人倍率、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。
 3 新規・有効求人倍率、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。
 4 ⑪⑫欄は、南関東(東京、埼玉、千葉、神奈川)及び全国の年・四半期の数値で原数値である。
 5 ⑨～⑫欄の各月・四半期・年・年度の数値については、令和2年度調査結果を基準とする新基準で溯及集計した数値である。詳細については総務省統計局「労働力調査」を参照のこと。
 6 年度計の①②③④及び⑦⑧の数値は、平均値である。
 7 ※は公表の翌月に記載。

《資料出所》 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

職業紹介取扱状況（一般・パート）

令和5年9月分

【東京労働局職業安定部】

年月	一般						パート					
	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 就職件数	⑥ 充足数	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 就職件数	⑥ 充足数
令和2年度	24,942 (3.0)	52,772 (▲ 27.9)	136,022 (16.6)	156,490 (▲ 27.4)	3,006 (▲ 33.5)	4,327 (▲ 32.9)	10,516 (▲ 2.7)	30,758 (▲ 33.0)	56,553 (7.0)	88,904 (▲ 32.6)	2,796 (▲ 27.9)	3,633 (▲ 27.2)
令和3年度	24,555 (▲ 1.5)	56,942 (7.9)	144,677 (6.4)	164,783 (5.3)	3,082 (2.5)	4,529 (4.6)	11,946 (13.6)	33,494 (8.9)	67,275 (19.0)	93,928 (5.7)	3,009 (7.6)	3,963 (9.1)
令和4年度	23,326 (▲ 5.0)	67,278 (18.2)	134,572 (▲ 7.0)	196,610 (19.3)	3,135 (1.7)	4,636 (2.4)	11,693 (▲ 2.1)	44,724 (33.5)	66,501 (▲ 1.1)	125,778 (33.9)	3,194 (6.2)	4,294 (8.3)
令和4年9月	22,680 (▲ 3.4)	67,971 (16.6)	134,838 (▲ 6.5)	197,592 (25.3)	3,110 (5.5)	4,589 (7.7)	11,348 (▲ 1.6)	42,404 (33.8)	65,677 (▲ 2.2)	122,594 (41.9)	3,053 (6.8)	4,193 (11.2)
10月	22,339 (▲ 12.1)	72,488 (16.8)	133,809 (▲ 8.6)	198,873 (21.1)	3,096 (1.3)	4,536 (0.9)	11,444 (▲ 8.2)	47,085 (27.0)	66,303 (▲ 4.3)	125,500 (35.3)	3,177 (6.6)	4,275 (6.7)
11月	20,469 (▲ 13.8)	66,482 (17.7)	129,734 (▲ 10.8)	203,436 (18.6)	2,959 (▲ 1.9)	4,445 (1.4)	10,175 (▲ 13.3)	49,022 (42.3)	64,553 (▲ 6.8)	132,749 (36.9)	3,193 (7.4)	4,365 (10.6)
12月	17,967 (▲ 11.2)	68,865 (13.0)	123,180 (▲ 12.7)	203,800 (15.9)	2,868 (▲ 2.4)	4,262 (▲ 2.9)	8,419 (▲ 7.2)	42,487 (23.5)	60,723 (▲ 8.6)	133,599 (32.5)	3,038 (▲ 0.1)	4,089 (2.2)
令和5年1月	24,830 (▲ 8.4)	73,802 (18.2)	125,214 (▲ 12.5)	205,893 (15.8)	2,626 (▲ 6.7)	3,868 (▲ 4.5)	11,422 (▲ 4.9)	49,657 (21.0)	59,575 (▲ 8.9)	135,190 (28.9)	2,596 (▲ 0.8)	3,472 (2.3)
2月	22,355 (▲ 2.5)	68,500 (19.2)	126,971 (▲ 10.0)	207,830 (17.5)	3,074 (1.8)	4,632 (1.4)	11,111 (▲ 2.3)	51,355 (46.0)	60,546 (▲ 7.2)	139,736 (31.9)	3,017 (4.5)	4,052 (4.8)
3月	24,385 (▲ 8.7)	70,654 (5.0)	131,558 (▲ 8.5)	208,907 (13.9)	3,465 (6.5)	5,636 (4.4)	11,719 (▲ 12.2)	51,239 (28.2)	63,147 (▲ 7.4)	147,243 (32.3)	3,606 (10.2)	4,993 (11.2)
4月	27,869 (▲ 7.4)	69,856 (12.7)	135,326 (▲ 7.7)	204,406 (12.1)	3,581 (▲ 1.8)	5,118 (▲ 1.7)	15,727 (▲ 8.2)	48,148 (19.6)	67,821 (▲ 7.6)	143,766 (31.1)	3,700 (5.4)	4,921 (6.1)
5月	23,806 (▲ 4.9)	68,336 (14.9)	136,294 (▲ 6.1)	204,201 (11.0)	3,308 (0.8)	4,843 (3.9)	13,377 (▲ 4.4)	46,756 (20.5)	69,859 (▲ 6.8)	138,071 (22.4)	3,559 (2.9)	4,827 (4.7)
6月	22,685 (▲ 6.5)	73,495 (11.9)	135,252 (▲ 5.2)	206,508 (12.1)	3,406 (▲ 1.1)	5,072 (0.6)	11,215 (▲ 8.5)	50,890 (25.0)	69,959 (▲ 5.3)	139,933 (21.2)	3,603 (0.2)	4,962 (4.4)
7月	22,177 (▲ 1.0)	69,985 (1.8)	134,124 (▲ 3.0)	207,696 (9.6)	3,150 (2.8)	4,529 (2.6)	10,192 (▲ 1.8)	49,183 (17.3)	66,854 (▲ 2.9)	140,966 (21.7)	3,050 (▲ 2.7)	4,302 (2.3)
8月	21,991 (▲ 4.8)	68,842 (9.8)	133,984 (▲ 2.1)	207,915 (7.9)	3,040 (1.8)	4,470 (3.1)	10,102 (▲ 7.6)	54,066 (29.6)	64,658 (▲ 2.7)	148,127 (24.5)	2,913 (▲ 1.4)	4,012 (3.5)
9月	21,477 (▲ 5.3)	70,548 (3.8)	132,745 (▲ 1.6)	206,954 (4.7)	2,961 (▲ 4.8)	4,483 (▲ 2.3)	10,661 (▲ 6.1)	50,333 (18.7)	64,322 (▲ 2.1)	148,965 (21.5)	3,018 (▲ 1.1)	4,295 (2.4)

(注) 1. 下段の()は前年比。
2. 一般及びパートについては年度計の値は平均値である。

【産業別新規求人数（全数）及び職業別有効求人倍率（常用）の概要】

令和5年9月

○産業別新規求人の状況〔詳細はP. 7及び P. 8 参照〕

主要産業	新規求人数	前年同月比 (%)
建設業	7,011人	8.8減
製造業	4,297人	12.3減
情報通信業	7,501人	9.5減
運輸業, 郵便業	4,518人	0.8減
卸売業, 小売業	11,569人	3.2増
宿泊業, 飲食サービス業	21,008人	42.5増
生活関連サービス業, 娯楽業	2,963人	14.0増
医療, 福祉	26,492人	15.7増
サービス業	19,399人	6.1増

○職業別の常用有効求人倍率の状況〔詳細は P. 9 参照〕

【一般常用】

有効求人倍率の高い職業	求人倍率	有効求人倍率の低い職業	求人倍率
保安職業従事者	13.38倍	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0.14倍
建設・土木作業従事者	8.39倍	一般事務従事者	0.39倍
介護サービス職業従事者	7.13倍	事務用機器操作員	0.40倍
建築・土木・測量技術者	7.11倍	会計事務従事者	0.55倍
機械整備・修理、検査従事者	6.29倍	農林漁業従事者	0.80倍

*有効求人倍率は倍率の高い職業、低い職業ともに5職業を掲載。なお、その他に分類される職業は除く。

【パート常用】

有効求人倍率の高い職業	求人倍率	有効求人倍率の低い職業	求人倍率
保安職業従事者	18.11倍	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0.16倍
介護サービス職業従事者	9.87倍	製造技術者（開発）	0.17倍
接客・給仕職業従事者	8.20倍	情報処理・通信技術者	0.27倍
飲食物調理従事者	6.45倍	管理的職業従事者	0.28倍
製品検査従事者	4.33倍	製造技術者（開発を除く）	0.37倍

*有効求人倍率は倍率の高い職業、低い職業ともに5職業を掲載。なお、その他に分類される職業は除く。

産業別新規求人 の 推移

令和5年9月

【東京労働局職業安定部】

	産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
〔原 数 値〕 (人)										
令和2年度	83,530	5,759	2,995	6,099	3,651	8,421	8,929	1,914	19,513	14,558
令和3年度	90,436	6,150	3,819	7,020	3,803	9,044	9,793	2,132	20,637	15,638
令和4年度	121,836	7,675	4,834	8,438	5,026	11,974	20,078	2,978	25,040	19,889
令和4年9月	110,375	7,685	4,898	8,287	4,554	11,205	14,741	2,600	22,905	18,280
10月	119,573	7,222	4,594	8,378	5,374	12,090	21,759	2,242	22,948	20,345
11月	115,504	6,172	4,375	7,002	4,351	11,338	21,791	3,217	24,531	18,044
12月	111,352	6,924	4,223	8,272	4,127	9,928	14,514	3,372	23,703	18,350
令和5年1月	123,459	7,405	5,213	7,845	5,395	12,166	23,300	2,329	23,760	19,360
2月	119,855	7,192	4,376	7,534	4,342	11,356	22,784	3,172	24,758	18,839
3月	121,893	7,114	4,368	8,319	4,491	11,576	19,796	3,660	24,202	20,881
4月	118,004	7,676	4,642	8,314	5,706	11,668	22,079	2,448	22,404	18,617
5月	115,092	7,113	4,175	7,321	4,156	12,103	18,069	3,328	25,533	19,177
6月	124,385	6,896	4,538	8,232	4,531	11,867	20,131	3,228	26,004	21,207
7月	119,168	7,269	3,932	8,237	5,310	11,538	23,170	2,590	23,627	19,876
8月	122,908	6,478	4,417	8,044	4,254	11,500	23,769	3,912	27,413	19,030
9月	120,881	7,011	4,297	7,501	4,518	11,569	21,008	2,963	26,492	19,399
令和2年度	▲ 29.9	▲ 3.8	▲ 29.9	▲ 28.1	▲ 27.4	▲ 39.8	▲ 52.5	▲ 53.9	▲ 17.1	▲ 24.6
令和3年度	8.3	6.8	27.5	15.1	4.2	7.4	9.7	11.4	5.8	7.4
令和4年度	34.7	24.8	26.6	20.2	32.2	32.4	105.0	39.7	21.3	27.2
令和4年9月	22.6	11.8	29.6	14.3	25.7	35.8	72.9	57.2	9.4	9.8
10月	20.6	10.3	3.7	15.1	7.7	19.9	72.8	▲ 2.4	5.1	23.9
11月	27.0	9.1	20.2	11.1	35.4	23.8	75.0	26.8	19.9	20.1
12月	16.8	10.9	8.9	13.9	14.9	7.1	29.6	106.1	3.3	20.2
令和5年1月	19.3	16.4	14.7	▲ 16.1	23.7	27.3	75.7	5.2	10.4	15.1
2月	29.4	19.0	12.3	3.2	16.8	14.4	124.9	32.6	27.1	17.3
3月	13.7	4.9	4.4	1.2	8.0	4.5	25.4	59.9	12.0	12.5
4月	15.4	▲ 3.6	9.2	10.4	19.1	14.2	40.4	15.6	6.9	12.3
5月	17.1	15.5	▲ 0.1	11.5	4.6	19.1	28.8	41.8	8.5	23.2
6月	16.9	▲ 1.7	▲ 2.5	▲ 2.1	1.2	8.2	40.6	30.3	20.2	21.6
7月	7.7	▲ 5.0	▲ 2.8	6.0	7.9	9.9	12.7	2.3	12.1	7.4
8月	17.7	9.3	5.6	14.5	11.6	9.3	52.9	21.5	13.9	6.6
9月	9.5	▲ 8.8	▲ 12.3	▲ 9.5	▲ 0.8	3.2	42.5	14.0	15.7	6.1

※1 新規学卒者を除きパートタイムを含んだ数値である。

※2 年度の数値は、平均数値である。

※3 平成26年4月より日本標準産業分類(第13回改訂)を適用している。

主な職業別常用有効求人求職状況

令和5年9月分

【東京労働局職業安定部】

	計			一般常用			パート常用		
	求人数	求職者数	求人倍率	求人数	求職者数	求人倍率	求人数	求職者数	求人倍率
A 管理的職業従事者	1,085	1,215	0.89	1,055	1,109	0.95	30	106	0.28
B 専門的・技術的職業従事者	70,562	34,953	2.02	56,769	26,665	2.13	13,793	8,288	1.66
製造技術者（開発）	1,936	868	2.23	1,914	741	2.58	22	127	0.17
製造技術者（開発を除く）	1,673	1,211	1.38	1,584	970	1.63	89	241	0.37
建築・土木・測量技術者	8,136	1,304	6.24	7,959	1,120	7.11	177	184	0.96
情報処理・通信技術者	19,256	6,953	2.77	19,102	6,372	3.00	154	581	0.27
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	900	666	1.35	634	316	2.01	266	350	0.76
保健師、助産師、看護師	9,127	4,219	2.16	5,619	2,479	2.27	3,508	1,740	2.02
医療技術者	2,813	1,068	2.63	1,910	716	2.67	903	352	2.57
その他の保健医療従事者	4,261	1,328	3.21	3,515	999	3.52	746	329	2.27
社会福祉専門職業従事者	16,019	4,086	3.92	10,887	2,516	4.33	5,132	1,570	3.27
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	810	5,518	0.15	679	4,697	0.14	131	821	0.16
その他の専門的職業	4,927	7,440	0.66	2,344	5,495	0.43	2,583	1,945	1.33
C 事務従事者	31,085	66,782	0.47	21,568	46,743	0.46	9,517	20,039	0.47
一般事務従事者	21,646	54,866	0.39	14,522	37,715	0.39	7,124	17,151	0.42
会計事務従事者	3,114	5,299	0.59	2,226	4,077	0.55	888	1,222	0.73
生産関連事務従事者	1,380	956	1.44	1,088	721	1.51	292	235	1.24
営業・販売事務従事者	3,674	3,800	0.97	2,957	3,135	0.94	717	665	1.08
事務用機器操作員	656	1,638	0.40	367	924	0.40	289	714	0.40
D 販売従事者	32,215	11,615	2.77	25,982	8,987	2.89	6,233	2,628	2.37
商品販売従事者	15,729	5,189	3.03	9,951	2,981	3.34	5,778	2,208	2.62
販売類似職業従事者	1,044	351	2.97	854	266	3.21	190	85	2.24
営業職業従事者	15,442	6,075	2.54	15,177	5,740	2.64	265	335	0.79
E サービス職業従事者	87,848	16,048	5.47	44,456	9,251	4.81	43,392	6,797	6.38
介護サービス職業従事者	29,878	3,620	8.25	15,214	2,134	7.13	14,664	1,486	9.87
保健医療サービス職業従事者	1,975	660	2.99	1,266	378	3.35	709	282	2.51
生活衛生サービス職業従事者	5,361	1,121	4.78	4,007	790	5.07	1,354	331	4.09
飲食物調理従事者	25,410	4,375	5.81	13,199	2,482	5.32	12,211	1,893	6.45
接客・給仕職業従事者	16,051	2,521	6.37	7,480	1,476	5.07	8,571	1,045	8.20
居住施設・ビル等管理人	3,854	1,486	2.59	1,109	760	1.46	2,745	726	3.78
その他のサービス職業従事者	4,999	2,168	2.31	2,140	1,190	1.80	2,859	978	2.92
F 保安職業従事者	17,057	1,143	14.92	10,302	770	13.38	6,755	373	18.11
G 農林漁業従事者	623	653	0.95	364	456	0.80	259	197	1.31
H 生産工程従事者	10,932	5,674	1.93	8,730	4,462	1.96	2,202	1,212	1.82
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	1,281	560	2.29	1,155	492	2.35	126	68	1.85
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	3,161	2,227	1.42	1,721	1,624	1.06	1,440	603	2.39
機械組立従事者	840	621	1.35	716	487	1.47	124	134	0.93
機械整備・修理、検査従事者	3,389	594	5.71	3,187	507	6.29	202	87	2.32
製品検査従事者	378	136	2.78	235	103	2.28	143	33	4.33
生産関連・生産類似作業従事者	1,442	1,281	1.13	1,345	1,037	1.30	97	244	0.40
I 輸送・機械運転従事者	13,465	3,904	3.45	10,468	3,030	3.45	2,997	874	3.43
自動車運転従事者	10,476	2,738	3.83	7,761	2,066	3.76	2,715	672	4.04
定置・建設機械運転従事者	2,603	828	3.14	2,366	691	3.42	237	137	1.73
J 建設・採掘従事者	8,803	1,287	6.84	8,590	1,158	7.42	213	129	1.65
建設・土木作業従事者	7,160	931	7.69	6,994	834	8.39	166	97	1.71
電気工事従事者	1,640	352	4.66	1,593	320	4.98	47	32	1.47
K 運搬・清掃・包装等従事者	25,203	16,289	1.55	8,287	7,500	1.10	16,916	8,789	1.92
運搬従事者	6,058	3,082	1.97	3,569	2,180	1.64	2,489	902	2.76
清掃従事者	14,284	5,141	2.78	3,207	1,785	1.80	11,077	3,356	3.30
その他の運搬・清掃・包装等従事者	4,445	7,717	0.58	1,388	3,419	0.41	3,057	4,298	0.71
職業計	298,878	196,211	1.52	196,571	132,450	1.48	102,307	63,761	1.60

*令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計している。

主な職業別常用新規求人状況

【東京労働局職業安定部】

	計			一般常用			パート常用		
	令和5年 9月	令和4年 9月	前年同月比	令和5年 9月	令和4年 9月	前年同月比	令和5年 9月	令和4年 9月	前年同月比
A 管理的職業従事者	436	559	▲ 22.0	431	511	▲ 15.7	5	48	▲ 89.6
B 専門的・技術的職業従事者	24,659	22,692	8.7	19,924	18,123	9.9	4,735	4,569	3.6
製造技術者（開発）	773	702	10.1	763	697	9.5	10	5	100.0
製造技術者（開発を除く）	459	554	▲ 17.1	440	536	▲ 17.9	19	18	5.6
建築・土木・測量技術者	2,905	3,053	▲ 4.8	2,866	2,991	▲ 4.2	39	62	▲ 37.1
情報処理・通信技術者	6,387	6,154	3.8	6,336	6,100	3.9	51	54	▲ 5.6
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	208	213	▲ 2.3	124	136	▲ 8.8	84	77	9.1
保健師、助産師、看護師	3,159	3,366	▲ 6.1	1,929	1,906	1.2	1,230	1,460	▲ 15.8
医療技術者	1,085	953	13.9	755	618	22.2	330	335	▲ 1.5
その他の保健医療従事者	1,804	929	94.2	1,510	744	103.0	294	185	58.9
社会福祉専門職業従事者	5,834	4,567	27.7	3,995	3,023	32.2	1,839	1,544	19.1
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	317	311	1.9	259	256	1.2	58	55	5.5
その他の専門的職業	1,468	1,684	▲ 12.8	703	919	▲ 23.5	765	765	0.0
C 事務従事者	10,819	10,530	2.7	7,388	6,992	5.7	3,431	3,538	▲ 3.0
一般事務従事者	7,566	7,180	5.4	4,988	4,554	9.5	2,578	2,626	▲ 1.8
会計事務従事者	1,055	1,064	▲ 0.8	730	732	▲ 0.3	325	332	▲ 2.1
生産関連事務従事者	472	583	▲ 19.0	368	433	▲ 15.0	104	150	▲ 30.7
営業・販売事務従事者	1,279	1,394	▲ 8.2	1,041	1,106	▲ 5.9	238	288	▲ 17.4
事務用機器操作員	276	140	97.1	143	64	123.4	133	76	75.0
D 販売従事者	11,665	11,492	1.5	9,287	9,306	▲ 0.2	2,378	2,186	8.8
商品販売従事者	5,091	5,057	0.7	2,872	3,027	▲ 5.1	2,219	2,030	9.3
販売類似職業従事者	361	349	3.4	301	283	6.4	60	66	▲ 9.1
営業職業従事者	6,213	6,086	2.1	6,114	5,996	2.0	99	90	10.0
E サービス職業従事者	29,248	27,581	6.0	13,870	14,085	▲ 1.5	15,378	13,496	13.9
介護サービス職業従事者	9,983	8,602	16.1	4,972	4,495	10.6	5,011	4,107	22.0
保健医療サービス職業従事者	833	543	53.4	568	332	71.1	265	211	25.6
生活衛生サービス職業従事者	1,735	1,882	▲ 7.8	1,186	1,332	▲ 11.0	549	550	▲ 0.2
飲食物調理従事者	7,692	7,648	0.6	3,636	3,773	▲ 3.6	4,056	3,875	4.7
接客・給仕職業従事者	5,661	6,047	▲ 6.4	2,296	3,111	▲ 26.2	3,365	2,936	14.6
居住施設・ビル等管理人	1,471	1,327	10.9	477	371	28.6	994	956	4.0
その他のサービス職業従事者	1,752	1,419	23.5	733	665	10.2	1,019	754	35.1
F 保安職業従事者	5,926	5,659	4.7	3,393	3,256	4.2	2,533	2,403	5.4
G 農林漁業従事者	224	168	33.3	140	106	32.1	84	62	35.5
H 生産工程従事者	3,846	3,838	0.2	2,989	3,102	▲ 3.6	857	736	16.4
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	493	502	▲ 1.8	443	459	▲ 3.5	50	43	16.3
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	1,156	1,158	▲ 0.2	591	735	▲ 19.6	565	423	33.6
機械組立従事者	312	300	4.0	256	230	11.3	56	70	▲ 20.0
機械整備・修理、検査従事者	1,189	928	28.1	1,117	827	35.1	72	101	▲ 28.7
製品検査従事者	132	120	10.0	83	56	48.2	49	64	▲ 23.4
生産関連・生産類似作業従事者	401	696	▲ 42.4	375	670	▲ 44.0	26	26	0.0
I 輸送・機械運転従事者	4,499	4,185	7.5	3,323	3,149	5.5	1,176	1,036	13.5
自動車運転従事者	3,510	3,173	10.6	2,433	2,224	9.4	1,077	949	13.5
定置・建設機械運転従事者	861	899	▲ 4.2	777	822	▲ 5.5	84	77	9.1
J 建設・採掘従事者	2,817	3,199	▲ 11.9	2,745	3,123	▲ 12.1	72	76	▲ 5.3
建設・土木作業従事者	2,231	2,687	▲ 17.0	2,170	2,618	▲ 17.1	61	69	▲ 11.6
電気工事従事者	586	510	14.9	575	503	14.3	11	7	57.1
K 運搬・清掃・包装等従事者	9,032	7,917	14.1	3,076	2,117	45.3	5,956	5,800	2.7
運搬従事者	2,025	1,416	43.0	1,214	928	30.8	811	488	66.2
清掃従事者	5,059	4,973	1.7	1,259	736	71.1	3,800	4,237	▲ 10.3
その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,749	1,378	26.9	515	406	26.8	1,234	972	27.0
職業計	103,171	97,820	5.5	66,566	63,870	4.2	36,605	33,950	7.8

*令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計している。

性別・年齢別常用新規求職者の状況

新規求職者	令和5年9月	令和5年8月	令和4年9月	前年同月比(%)
常用計	32,007	31,946	33,836	▲ 5.4
29歳以下	5,829	6,277	6,340	▲ 8.1
30～39歳	5,783	5,785	6,145	▲ 5.9
40～49歳	5,885	5,566	6,448	▲ 8.7
50～59歳	6,581	6,634	6,938	▲ 5.1
60歳以上	7,929	7,684	7,965	▲ 0.5
うち65歳以上	4,750	4,494	4,910	▲ 3.3
男	14,877	15,039	15,903	▲ 6.5
29歳以下	2,508	2,747	2,724	▲ 7.9
30～39歳	2,258	2,314	2,535	▲ 10.9
40～49歳	2,248	2,189	2,535	▲ 11.3
50～59歳	2,997	2,991	3,197	▲ 6.3
60歳以上	4,866	4,798	4,912	▲ 0.9
うち65歳以上	3,037	2,952	3,162	▲ 4.0
女	17,014	16,824	17,677	▲ 3.8
29歳以下	3,295	3,514	3,577	▲ 7.9
30～39歳	3,501	3,458	3,559	▲ 1.6
40～49歳	3,615	3,358	3,867	▲ 6.5
50～59歳	3,556	3,622	3,683	▲ 3.4
60歳以上	3,047	2,872	2,991	▲ 1.9
うち65歳以上	1,702	1,537	1,708	▲ 0.4
一般常用	21,438	21,938	22,602	▲ 5.1
29歳以下	4,962	5,415	5,401	▲ 8.1
30～39歳	4,331	4,415	4,658	▲ 7.0
40～49歳	4,138	4,118	4,576	▲ 9.6
50～59歳	4,698	4,686	4,828	▲ 2.7
60歳以上	3,309	3,304	3,139	▲ 5.4
うち65歳以上	1,431	1,414	1,385	▲ 3.3
男	11,425	11,665	12,133	▲ 5.8
29歳以下	2,242	2,491	2,431	▲ 7.8
30～39歳	2,052	2,111	2,306	▲ 11.0
40～49歳	2,024	1,990	2,288	▲ 11.5
50～59歳	2,626	2,600	2,732	▲ 3.9
60歳以上	2,481	2,473	2,376	▲ 4.4
うち65歳以上	1,168	1,147	1,149	▲ 1.7
女	9,939	10,212	10,297	▲ 3.5
29歳以下	2,702	2,910	2,933	▲ 7.9
30～39歳	2,260	2,294	2,316	▲ 2.4
40～49歳	2,100	2,114	2,256	▲ 6.9
50～59歳	2,051	2,069	2,055	▲ 0.2
60歳以上	826	825	737	▲ 12.1
うち65歳以上	262	265	222	▲ 18.0
パート常用	10,569	10,008	11,234	▲ 5.9
29歳以下	867	862	939	▲ 7.7
30～39歳	1,452	1,370	1,487	▲ 2.4
40～49歳	1,747	1,448	1,872	▲ 6.7
50～59歳	1,883	1,948	2,110	▲ 10.8
60歳以上	4,620	4,380	4,826	▲ 4.3
うち65歳以上	3,319	3,080	3,525	▲ 5.8
男	3,452	3,374	3,770	▲ 8.4
29歳以下	266	256	293	▲ 9.2
30～39歳	206	203	229	▲ 10.0
40～49歳	224	199	247	▲ 9.3
50～59歳	371	391	465	▲ 20.2
60歳以上	2,385	2,325	2,536	▲ 6.0
うち65歳以上	1,869	1,805	2,013	▲ 7.2
女	7,075	6,612	7,380	▲ 4.1
29歳以下	593	604	644	▲ 7.9
30～39歳	1,241	1,164	1,243	▲ 0.2
40～49歳	1,515	1,244	1,611	▲ 6.0
50～59歳	1,505	1,553	1,628	▲ 7.6
60歳以上	2,221	2,047	2,254	▲ 1.5
うち65歳以上	1,440	1,272	1,486	▲ 3.1

※男女の欄以外は求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

新規一般常用求職者の態様別推移

令和5年9月

就業・不就業の状態	令和4年		令和5年		令和4年		令和5年		令和4年		令和5年		令和4年		令和5年	
	2年度計	3年度計	4年度計	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職者数	298,552 ▲ 3.0	293,619 ▲ 1.7	279,051 ▲ 5.0	22,602 ▲ 3.5	22,285 ▲ 11.9	20,409 ▲ 13.5	17,911 ▲ 11.0	24,780 ▲ 8.1	22,300 ▲ 2.3	24,338 ▲ 8.4	27,799 ▲ 7.3	23,749 ▲ 4.7	22,634 ▲ 6.3	22,116 ▲ 4.7	21,938 ▲ 4.7	21,438 ▲ 5.1
保険受給者	134,352 ▲ 13.9	113,307 ▲ 15.7	110,455 ▲ 2.5	8,894 ▲ 1.1	9,288 ▲ 9.9	8,010 ▲ 10.4	6,797 ▲ 7.5	9,270 ▲ 1.1	8,510 ▲ 10.2	9,219 ▲ 5.3	13,160 ▲ 0.1	10,819 ▲ 8.4	9,425 ▲ 3.4	9,962 ▲ 8.6	9,523 ▲ 5.3	9,145 ▲ 2.8
在職者	61,829 ▲ 14.0	71,347 ▲ 15.4	64,041 ▲ 10.2	5,059 ▲ 12.7	4,789 ▲ 15.6	4,786 ▲ 16.4	4,466 ▲ 18.3	6,503 ▲ 18.6	5,665 ▲ 13.3	5,909 ▲ 15.5	4,682 ▲ 15.7	4,560 ▲ 16.3	4,844 ▲ 14.9	4,356 ▲ 9.6	4,689 ▲ 12.4	4,483 ▲ 11.4
雇用者	55,986 ▲ 18.8	63,066 ▲ 12.6	58,548 ▲ 7.2	4,614 ▲ 6.0	4,356 ▲ 14.0	4,392 ▲ 13.3	4,092 ▲ 16.3	6,038 ▲ 15.0	5,232 ▲ 10.2	5,486 ▲ 12.1	4,306 ▲ 13.5	4,246 ▲ 14.2	4,503 ▲ 13.1	4,052 ▲ 7.5	4,342 ▲ 10.5	4,165 ▲ 9.7
その他	1,703 ▲ 27.4	5,909 ▲ 247.0	5,493 ▲ 7.0	445 ▲ 56.7	433 ▲ 28.8	394 ▲ 40.3	374 ▲ 35.5	465 ▲ 47.3	433 ▲ 38.6	423 ▲ 44.0	376 ▲ 35.2	314 ▲ 36.7	341 ▲ 33.0	304 ▲ 30.9	347 ▲ 30.7	318 ▲ 28.5
離職者	217,813 ▲ 11.0	199,440 ▲ 8.4	192,888 ▲ 3.3	15,778 ▲ 0.6	15,823 ▲ 10.4	14,093 ▲ 11.8	12,032 ▲ 8.8	16,497 ▲ 8.8	15,037 ▲ 3.4	16,306 ▲ 3.9	21,028 ▲ 3.9	17,337 ▲ 4.3	15,797 ▲ 0.5	15,999 ▲ 3.8	15,431 ▲ 2.5	15,108 ▲ 4.2
前職雇用者	214,238 ▲ 10.9	194,996 ▲ 9.0	189,522 ▲ 2.8	15,481 ▲ 0.2	15,539 ▲ 10.4	13,795 ▲ 11.6	11,824 ▲ 8.5	16,200 ▲ 3.0	14,822 ▲ 3.0	16,055 ▲ 4.7	20,788 ▲ 3.1	17,065 ▲ 0.1	15,571 ▲ 3.5	15,774 ▲ 2.4	15,221 ▲ 2.0	14,886 ▲ 3.8
定年	6,711 ▲ 5.7	6,699 ▲ 0.2	7,067 ▲ 5.5	479 ▲ 2.8	522 ▲ 6.9	469 ▲ 13.0	443 ▲ 5.7	613 ▲ 16.8	564 ▲ 36.2	523 ▲ 5.9	1,151 ▲ 3.3	741 ▲ 3.9	550 ▲ 3.3	560 ▲ 14.8	499 ▲ 7.5	488 ▲ 1.9
事業主都合	86,560 ▲ 43.5	65,587 ▲ 24.2	55,273 ▲ 15.7	4,207 ▲ 12.0	4,567 ▲ 23.2	3,838 ▲ 19.5	3,432 ▲ 16.9	4,652 ▲ 14.6	4,036 ▲ 3.8	4,540 ▲ 6.4	6,758 ▲ 6.4	5,051 ▲ 4.5	4,414 ▲ 3.8	4,752 ▲ 2.7	4,146 ▲ 6.8	3,923 ▲ 6.8
自己都合	119,631 ▲ 4.1	120,973 ▲ 1.1	124,810 ▲ 3.2	10,582 ▲ 4.5	10,252 ▲ 3.6	9,308 ▲ 8.2	7,814 ▲ 5.3	10,737 ▲ 1.7	10,064 ▲ 7.8	10,814 ▲ 1.3	12,615 ▲ 2.3	11,101 ▲ 2.2	10,419 ▲ 3.1	10,289 ▲ 5.0	10,384 ▲ 0.4	10,313 ▲ 2.5
不明	1,336 ▲ 29.0	1,737 ▲ 30.0	2,372 ▲ 36.6	213 ▲ 54.3	168 ▲ 1.2	180 ▲ 14.6	135 ▲ 5.5	198 ▲ 10.6	158 ▲ 26.2	178 ▲ 14.4	264 ▲ 9.6	172 ▲ 10.4	188 ▲ 14.5	173 ▲ 26.1	192 ▲ 5.9	162 ▲ 23.9
前職自営、その他	3,575 ▲ 15.5	4,444 ▲ 24.3	3,366 ▲ 24.3	297 ▲ 16.6	284 ▲ 9.0	298 ▲ 21.2	208 ▲ 23.5	297 ▲ 24.4	215 ▲ 44.4	251 ▲ 36.1	240 ▲ 27.7	272 ▲ 17.8	226 ▲ 22.6	225 ▲ 19.6	210 ▲ 25.3	222 ▲ 25.3
無業者	18,910 ▲ 12.5	22,832 ▲ 20.7	22,122 ▲ 3.1	1,765 ▲ 0.2	1,673 ▲ 15.6	1,530 ▲ 18.8	1,413 ▲ 3.7	1,780 ▲ 5.6	1,598 ▲ 8.3	2,123 ▲ 19.1	2,089 ▲ 14.7	1,852 ▲ 10.2	1,993 ▲ 2.7	1,761 ▲ 3.9	1,818 ▲ 1.6	1,847 ▲ 4.6
家事、育児等従事者	1,596 ▲ 9.1	1,622 ▲ 1.6	1,493 ▲ 8.0	333 ▲ 3.9	331 ▲ 3.1	101 ▲ 10.1	169 ▲ 6.8	234 ▲ 23.4	79 ▲ 7.9	138 ▲ 6.8	115 ▲ 11.5	55 ▲ 5.5	61 ▲ 6.1	97 ▲ 9.7	53 ▲ 5.3	158 ▲ 15.8
その他	17,314 ▲ 12.8	21,210 ▲ 22.5	20,629 ▲ 2.7	1,632 ▲ 0.1	1,542 ▲ 16.9	1,405 ▲ 19.5	1,316 ▲ 4.9	1,659 ▲ 4.0	1,481 ▲ 8.4	1,985 ▲ 19.8	1,951 ▲ 15.0	1,732 ▲ 10.5	1,854 ▲ 3.3	1,668 ▲ 3.6	1,698 ▲ 2.0	1,735 ▲ 6.3

都管内外関係	令和4年		令和5年		令和4年		令和5年		令和4年		令和5年		令和4年		令和5年	
	2年度計	3年度計	4年度計	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職者数	298,552 ▲ 3.0	293,619 ▲ 1.7	279,051 ▲ 5.0	22,602 ▲ 3.5	22,285 ▲ 11.9	20,409 ▲ 13.5	17,911 ▲ 11.0	24,780 ▲ 8.1	22,300 ▲ 2.3	24,338 ▲ 8.4	27,799 ▲ 7.3	23,749 ▲ 4.7	22,634 ▲ 6.3	22,116 ▲ 4.7	21,938 ▲ 4.7	21,438 ▲ 5.1
管内の求職者	290,418 ▲ 7.3	286,537 ▲ 1.3	272,907 ▲ 4.8	22,070 ▲ 3.6	21,810 ▲ 11.7	20,001 ▲ 13.2	17,476 ▲ 10.9	24,247 ▲ 7.7	21,779 ▲ 7.7	23,707 ▲ 8.6	27,299 ▲ 7.0	23,301 ▲ 4.5	22,160 ▲ 6.0	21,672 ▲ 1.1	21,485 ▲ 4.7	21,046 ▲ 4.6
管内の求職者	265,959 ▲ 16.2	263,445 ▲ 0.9	252,965 ▲ 4.0	20,502 ▲ 2.4	20,333 ▲ 11.2	18,518 ▲ 13.1	16,127 ▲ 10.8	22,409 ▲ 7.0	20,107 ▲ 1.8	21,892 ▲ 7.6	25,663 ▲ 6.7	21,734 ▲ 3.7	20,524 ▲ 5.8	20,220 ▲ 0.6	19,936 ▲ 4.5	19,640 ▲ 4.2
管外からの求職者	24,459 ▲ 41.4	23,092 ▲ 5.6	19,942 ▲ 13.6	1,568 ▲ 16.7	1,477 ▲ 18.0	1,483 ▲ 13.9	1,349 ▲ 12.7	1,838 ▲ 15.8	1,672 ▲ 7.9	1,815 ▲ 19.0	1,636 ▲ 11.3	1,567 ▲ 14.6	1,636 ▲ 9.0	1,452 ▲ 8.3	1,549 ▲ 7.7	1,406 ▲ 10.3
都外からの求職者	8,134 ▲ 57.4	7,082 ▲ 12.9	6,144 ▲ 13.2	532 ▲ 0.7	475 ▲ 22.0	408 ▲ 25.5	435 ▲ 15.4	533 ▲ 23.9	521 ▲ 3.7	631 ▲ 3.5	500 ▲ 20.5	448 ▲ 13.2	474 ▲ 18.3	444 ▲ 5.5	453 ▲ 2.2	392 ▲ 26.3

※ 新規求職者（常用）のうち、パートタイムを除いた数値である。下段の数値は対前年比、対前年同月比で%。

正社員の職業紹介状況

令和5年9月

【東京労働局職業安定部】

年月	正社員 有効求人倍率 -原数値-		新規求人人数		有効求人人数		就職件数	
	合計	正社員	合計	正社員	合計	正社員	合計	正社員
令和2年度	0.87 (▲ 0.49)	39,516 (▲ 25.8)	245,395 (▲ 29.4)	117,561 (▲ 25.5)	47.9 (2.5)	5,803 (▲ 30.9)	2,159 (▲ 36.0)	37.2 (▲ 2.9)
令和3年度	0.86 (▲ 0.01)	42,602 (7.8)	258,711 (5.4)	124,215 (5.7)	48.0 (0.1)	6,091 (5.0)	2,232 (3.4)	36.6 (▲ 0.6)
令和4年度	1.08 (0.22)	49,510 (16.2)	322,388 (24.6)	145,465 (17.1)	45.1 (▲ 2.9)	6,330 (3.9)	2,198 (▲ 1.5)	34.7 (▲ 1.9)
令和4年 9月	1.09 (0.26)	51,103 (15.0)	320,186 (31.2)	146,650 (22.4)	45.8 (▲ 3.3)	6,163 (6.1)	2,233 (0.1)	36.2 (▲ 2.2)
10月	1.11 (0.25)	51,956 (12.1)	324,373 (26.2)	148,346 (18.3)	45.7 (▲ 3.1)	6,273 (3.9)	2,218 (▲ 4.3)	35.4 (▲ 3.0)
11月	1.17 (0.28)	49,690 (18.1)	336,185 (25.2)	150,858 (16.5)	44.9 (▲ 3.3)	6,152 (2.7)	2,177 (▲ 6.1)	35.4 (▲ 3.3)
12月	1.21 (0.27)	48,752 (7.5)	337,399 (22.0)	148,615 (12.9)	44.0 (▲ 3.6)	5,906 (▲ 1.3)	2,110 (▲ 4.7)	35.7 (▲ 1.3)
令和5年 1月	1.20 (0.27)	53,109 (15.5)	341,083 (20.7)	150,096 (13.4)	44.0 (▲ 2.8)	5,222 (▲ 3.8)	1,857 (▲ 11.6)	35.6 (▲ 3.1)
2月	1.19 (0.24)	50,323 (15.4)	347,566 (22.9)	150,420 (12.9)	43.3 (▲ 3.8)	6,091 (3.1)	2,088 (▲ 1.2)	34.3 (▲ 1.5)
3月	1.16 (0.21)	51,248 (5.6)	356,150 (20.9)	152,274 (11.5)	42.8 (▲ 3.5)	7,071 (8.4)	2,342 (5.5)	33.1 (▲ 0.9)
4月	1.11 (0.17)	49,876 (5.9)	348,172 (19.2)	149,229 (8.8)	42.9 (▲ 4.1)	7,281 (1.7)	2,462 (4.3)	33.8 (0.8)
5月	1.10 (0.15)	50,350 (11.4)	342,272 (15.3)	149,206 (8.0)	43.6 (▲ 2.9)	6,867 (1.9)	2,266 (3.6)	33.0 (0.5)
6月	1.13 (0.15)	54,829 (10.5)	346,441 (15.6)	151,994 (8.7)	43.9 (▲ 2.8)	7,009 (▲ 0.4)	2,401 (▲ 1.9)	34.3 (▲ 0.5)
7月	1.14 (0.12)	50,535 (5.3)	348,662 (14.2)	152,996 (9.2)	43.9 (▲ 2.0)	6,200 (0.0)	2,186 (▲ 0.9)	35.3 (▲ 0.3)
8月	1.15 (0.10)	51,267 (6.7)	356,042 (14.2)	154,014 (7.7)	43.3 (▲ 2.6)	5,953 (0.3)	2,240 (4.0)	37.6 (1.3)
9月	1.15 (0.06)	51,883 (1.5)	355,919 (11.2)	152,575 (4.0)	42.9 (▲ 2.9)	5,979 (▲ 3.0)	2,140 (▲ 4.2)	35.8 (▲ 0.4)

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人人数÷常用の有効求職者数。なお、正社員有効求人人数には請負求人が含まれており、常用の有効求職者にはフルタイムの請負労働者、派遣労働者及び契約社員（雇用期間4ヶ月以上）を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率とは異なる。
 2. 「正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等以外、正社員・正職員である者である。
 3. 下段の（ ）は前年比。
 4. 新規求人数、有効求人数及び就職件数の年度分は、平均値である。

報道関係者 各位

令和 5 年 10 月 31 日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 瀬戸 邦央

主任監察監督官 木村 恭巳

(代表電話) 03-3512-1612

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和 4 年度の監督指導結果を公表します

東京労働局（局長 美濃芳郎）では、このたび、令和 4 年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった 4,673 事業場のうち、1,827 事業場（39.1%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に 1 か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、648 事業場（違法な時間外労働があったもののうち 35.5%）でした。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： **4,673 事業場**
- (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
- 違法な時間外労働があったもの： **1,827 事業場（39.1%）**
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるもの： **648 事業場（35.5%）**
 - うち、月 100 時間を超えるもの： **435 事業場（23.8%）**
 - うち、月 150 時間を超えるもの： **128 事業場（7.0%）**
 - うち、月 200 時間を超えるもの： **42 事業場（2.3%）**
 - 賃金不払残業があったもの： **476 事業場（10.2%）**
 - 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **1,360 事業場（29.1%）**
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
- 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： **2,197 事業場（47.0%）**
 - 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： **1,044 事業場（22.3%）**

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和4年4月から令和5年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和4年4月から令和5年3月までに、4,673事業場に対し監督指導を実施し、3,691事業場(79%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが1,827事業場、賃金不払残業があったものが476事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが1,360事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	4,673 (100%)	3,691 (79.0%)	1,827 (39.1%)	476 (10.2%)	1,360 (29.1%)	
主な業種	商業	1,176 (25.2%)	934	442	113	389
	製造業	328 (7.0%)	284	143	37	111
	保健衛生業	358 (7.7%)	304	134	39	93
	接客娯楽業	591 (12.6%)	510	252	75	219
	建設業	317 (6.8%)	231	129	25	64
	運輸交通業	132 (2.8%)	108	70	15	36
	その他の事業 (注6)	1,092 (23.4%)	800	407	92	268

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
4,673	1,608 (34.4%)	1,442 (30.9%)	496 (10.6%)	368 (7.9%)	435 (9.3%)	324 (6.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
4,673	888 (19.0%)	907 (19.4%)	324 (6.9%)	373 (8.0%)	594 (12.7%)	1,587 (34%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、2,197事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
2,197	223	247	1,155	1,035	55	61

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、1,044事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の障害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
1,044	580	62	448	23	13	2

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった1,827事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、648事業場で1か月80時間を、うち435事業場で1か月100時間を、うち128事業場で1か月150時間を、うち42事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
4,673	1,827	1,179	648	435	128	42

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、410事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、1,486事業場でタイムカードを基礎に確認し、810事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、292事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、1,555事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2、3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
410	1,486	810	292	1,555

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和4年度	令和3年度
監督指導 実施事業場	監督実施事業場	4,673	3,458
	関係法令違反があった事業場数	3,691 (79.0%)	2,698 (78.0%)
主な違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	1,827 (39.1%)	1,325 (38.3%)
	1か月当たり80時間を超えるもの	648 <35.5%>	471 <35.5%>
	1か月当たり100時間を超えるもの	435 <23.8%>	323 <24.4%>
	1か月当たり150時間を超えるもの	128 <7.0%>	80 <6.0%>
	1か月当たり200時間を超えるもの	42 <2.3%>	28 <2.1%>
	2 賃金不払残業があったもの	476 (10.2%)	358 (10.4%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	1,360 (29.1%)	840 (24.3%)
主な健康障害 防止に関する 指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため 改善を指導したもの	2,197 (47.0%)	1,669 (48.3%)
	月80時間以内への削減	1,035 <47.1%>	794 <47.6%>
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	1,044 (22.3%)	830 (24.0%)

監督指導において 違法な長時間労働を認めた事例

東京労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例 1（飲食店）

立入調査で把握した事実

各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていることが疑われたことから、飲食店を営む事業場（労働者約30人）に立入調査を実施した。

店内で調理等の業務を行う労働者3人について、人員体制が不十分であったことから、36協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり139時間の違法な時間外・休日労働が認められた。**

また、常時使用する労働者に対して定期健康診断を実施していなかった。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

常時使用する労働者に対して定期健康診断を実施していなかったこと

- ・ 常時使用する労働者に対し1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施するよう是正勧告（労働安全衛生法第66条違反）

事例 2（小売業）

立入調査で把握した事実

食料品の小売業を営む大企業の事業場（労働者約20人）において、店舗管理等の業務を行う労働者が、長時間労働等が原因で「脳血管疾患」を発症したとして、脳・心臓疾患の労災請求がなされたため、立入調査を実施した。

脳・心臓疾患を発症した労働者について、発症前の勤務状況を確認したところ、業務量に比して人員体制が不十分であったことから、36協定で定めた上限時間（特別条項：80時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限時間（複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり85時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

また、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた当該労働者に対し、時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかった。

そのほか、月60時間を超える時間外労働を行った労働者に対し、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金を全額支払っていないことが明らかになった。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについては是正勧告（労働基準法第36条第6項第3号違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策について検討・実施するよう指導

80時間を超えた労働者に対し、時間外・休日労働の情報を提供しなかったこと

- ・ 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた労働者に対し、当該労働者に係る時間外・休日労働時間数に関する情報を通知していなかったことについては是正勧告（労働安全衛生法第66条の8第1項違反）

月60時間を超える時間外労働に対して割増賃金の支払いが不足していたこと

- ・ 月60時間を超える時間外労働について5割以上の割増賃金を支払っていないことについては是正勧告（労働基準法第37条違反）

事例3（ビルメンテナンス業）

立入調査で把握した事実

ビルメンテナンス業を営む事業場（労働者約140人）で勤務する労働者からの、長時間労働の実態があるという情報に基づき、立入調査を実施した。

清掃員として勤務する労働者3人について、人繰りにより業務が集中し、36協定で定めた上限時間（特別条項：月90時間）を超え、かつ、労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える、**最長で1か月当たり147時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。

衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害を防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議されておらず、医師による面接指導の制度（長時間労働を行っている労働者に対し、医師による面接指導を実施する制度）も導入されていなかった。

また、常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働者に対して心理的な負担を把握するストレスチェックを実施していなかった。

労働基準監督署の指導

長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・ 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- ・ 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

衛生委員会における調査審議等されていなかったこと

- ・ 衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立に関することについて調査審議していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第18条1項第4号違反）
- ・ 1か月当たり80時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導の制度を導入していなかったことについて指導

ストレスチェックを実施していなかったこと

- ・ 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1年以内ごとに1回のストレスチェックを実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の10違反）

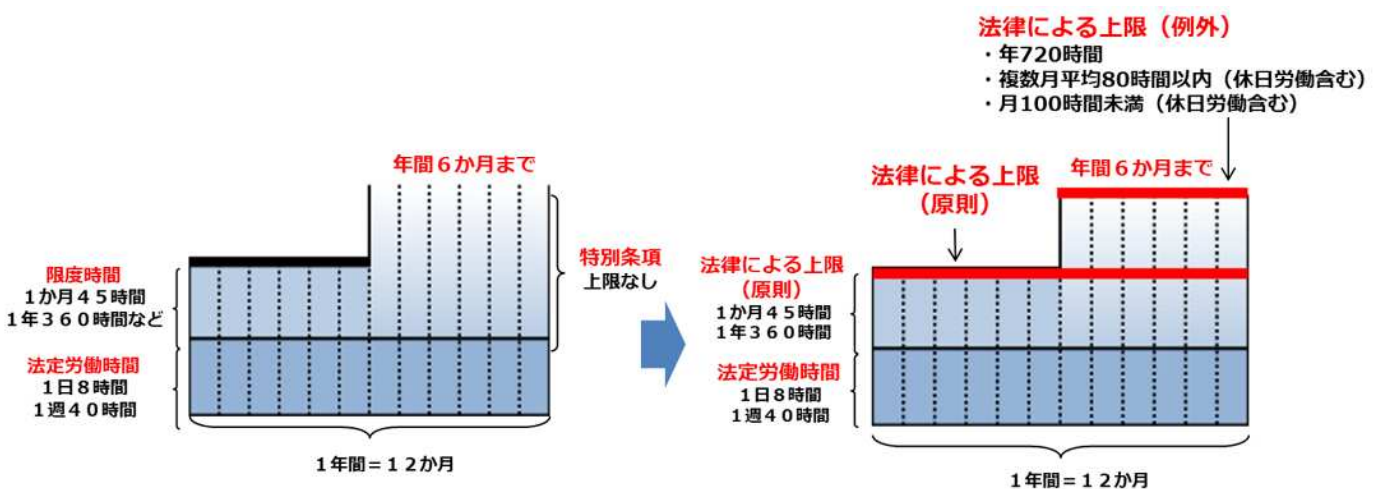
参考資料

時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）とされた。

限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。

平成31年4月1日施行 / 中小企業は令和2年4月1日施行 / 一部、令和6年3月31日まで適用猶予あり。



< 猶予業種・業務 >

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業 (※)	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務 (※)		<ul style="list-style-type: none"> ●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師		<ul style="list-style-type: none"> ●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。 ●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 <p>※2 医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	●上限規制がすべて適用されます。

■ 労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。（ガイドライン4（1））

自己申告により労働時間を把握する場合の措置

自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。（ガイドライン4（3）ア・イ）

自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。（ガイドライン4（3）ウ・エ）

労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。（ガイドライン4（3）オ）

労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。（ガイドライン4（6））

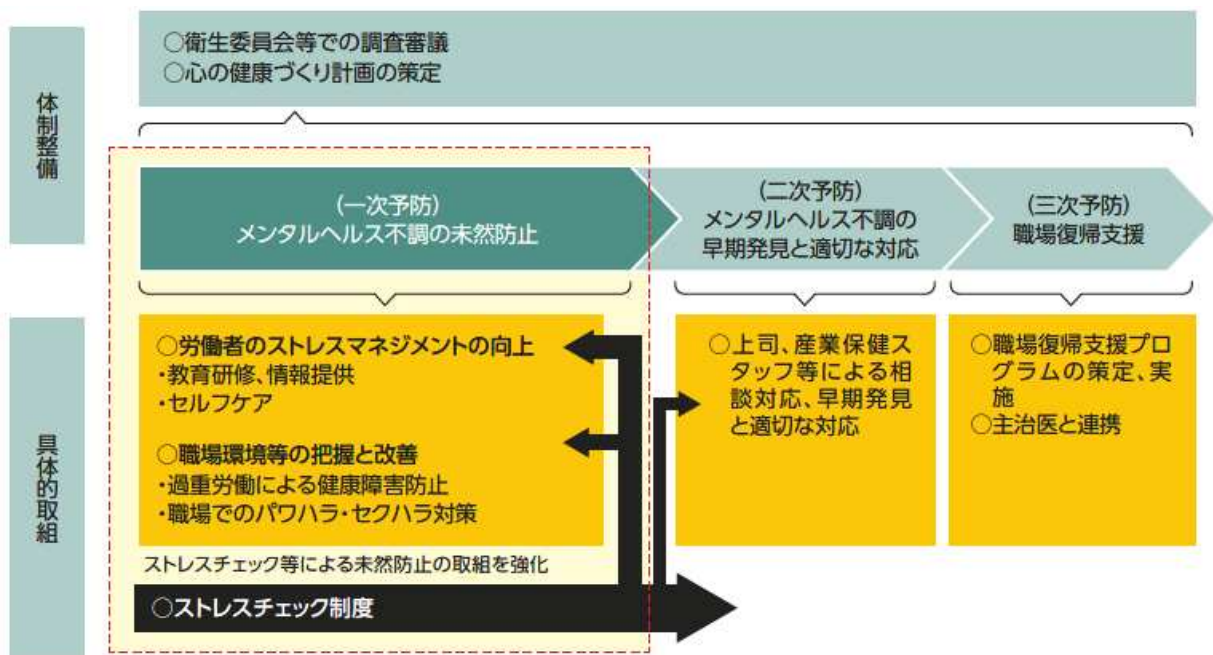
労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。（ガイドライン4（7））

■ ストレスチェック

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査である。労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することを義務づけられている。

ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタル不調となることを未然に防止する一次予防を主な目的としている。

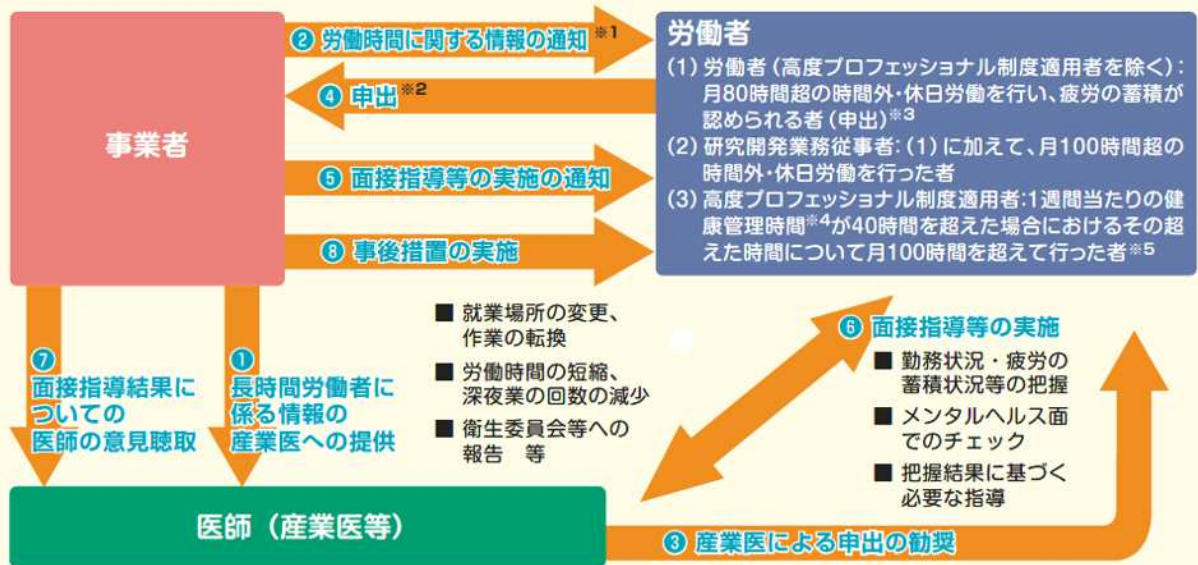


質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま う だ	ち や が や う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮				
最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
⋮				
あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
⋮				

■ 長時間労働者への医師による面接指導制度

「医師による面接指導制度」は、長時間労働により疲労が蓄積し健康障害のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものである。



※1 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者が対象。

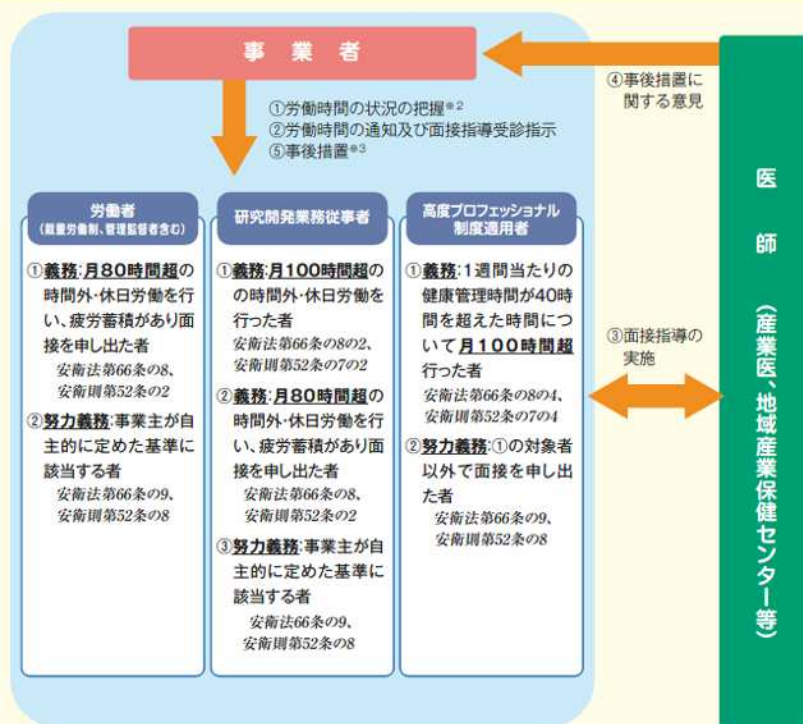
※2 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象

※3 月80時間超の時間外・休日労働を行った者については、申出がない場合でも面接指導を実施するよう努める。

月45時間超の時間外・休日労働で健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講じることが望ましい。

※4 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(労使委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間。

※5 1週間当たりの健康管理時間が、40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1月当たり100時間を超えない高度プロフェッショナル制度適用者であって、申出を行った者については、医師による面接指導を実施するよう努める。



※1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。

※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。

※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。